

令和6年度「世界の仲間とボランティアワークチャレンジ」
事業（ワークキャンプの企画・運営等）委託業務

仕 様 書

令和6年度「世界の仲間とボランティアワークチャレンジ」事業
(ワークキャンプの企画・運営等) 委託業務

1 事業主旨

日本国内で開催される国際ワークキャンプ(合宿型ボランティア活動)に県内の高校生を派遣し、非日常の環境下で、外国人参加者や地域の人々と課題解決に向けて意見を交わしながら働くことを通して、社会を生き抜く力の育成を図るもの。

2 事業の実施方法

この事業は、県内の青少年を国際ワークキャンプに派遣するために以下の業務を委託する。

- ① 国内の国際ワークキャンプに参加するための宿泊先の確保、福岡県内の高校生団員(以下「団員」という。)の引率。
- ② 国内における研修等の実施及び研修内容に関する公益社団法人福岡県青少年育成県民会議(以下「県民会議」という。)との打ち合わせ。
- ③ 国内で団員と共に活動する現地ボランティアの国際ワークキャンプ参加の手配及び海外の青少年の募集。
- ④ 水辺での活動がある場合は、団員及び現地ボランティア10名程度の救命胴衣の準備。

3 企画見積条件

- (1) 派遣先 中部・近畿・中国・四国・九州(福岡県を除く)地方から3地域
- (2) 実施時期 7泊8日程度の日程で実施する。時期は夏休み期間中(7月下旬から8月中旬)とする。
- (3) 人員 のべ27名 団員21名(各派遣先に引率者2名)
団員は県内在住で令和6年4月1日現在年齢が15歳から17歳(高校生)。
- (4) 参加対象者 団員は、心身共に健康であり、8日間程度の国際ワークキャンプの生活に耐え得る県内在住の高校生とし、県民会議において募集・選考する。
- (5) 国際ワークキャンプのプログラム内容等
 - ア 事業趣旨に合った国際ワークキャンプを実施すること。
なお、国際ワークキャンプのスケジュールも提案すること。
 - イ 国際ワークキャンプ期間中の会話及び指示は、原則英語で行われること。
 - ウ 団員と海外の青少年とが、寝食をともにした交流ができるよう工夫すること。
 - エ 国際ワークキャンプ中の団員の怪我や病気が発生した時及び緊急時の対応について具体的に明記すること。
また、プログラム中に新型コロナウイルス感染症等の感染が疑われる症状が出た場合の対応についても明記すること。
- (6) 宿泊する施設について
 - ア 現地で宿泊する施設は原則1人1室とするが、施設の状況によってはこの限りでない。
 - イ 猛暑の中でのボランティアワークを行うため、団員の心身の健康が確保できる宿泊先を準備すること(エアコン完備等)。
なお、不測の事態により心身の健康が確保できない場合は、受託者もしくは、県民会議の指定旅行代理店に依頼し、ホテル等の宿泊施設を手配すること。この費用については、追加で県民会議に請求すること。
- (7) 食事について
 - ア 研修中は、団員が輪番で3食の食事の準備ができるプログラムにすること。
なお、毎食自炊が行われない日があってもよいものとする。
 - イ 観光等(Free day)で取る食事については、自己負担とする。
- (8) 引率者について

- ア 引率者は各派遣先2名とし、引率業務等を行うものとする。このため、通訳業務に足る語学力を有し、心身共に健康な者とする。また内1名は可能な限り女性職員にすること。
- イ 引率は、出発先の集合場所から研修先、もしくは研修先から帰着先の解散場所まで行う。引率が行わない行程は、県民会議が行う。

また、各派遣先の研修中は、必ず1名以上は引率すること。

- ウ 引率者は研修中の不測の事態、団員の病気や怪我に対して適切に対応できる者とする。
- エ 引率者は、修了式に参加すること（オンラインでも可）。

(9) 事前説明会、事前・事後研修等について

- ア 事前説明会は、県民会議と受託者が共同して行う。
- イ 事前研修は、現地への派遣前に2回（4日間）とし、研修の内容は「別表1」により県民会議と受託者が共同して行う。研修会場は以下の日程で予約しており、使用料は発生しない。

ただし、日程・研修会場は以下によらないこともできるが、その際の研修会場の手配及び使用料の負担は受託者で行うこと。

<日程>

- ・事前説明会 令和6年 5月19日（日） 福岡県吉塚合同庁舎
- ・第1回事前研修 令和6年 6月 8日（土）～ 9日（日） 福岡県立少年自然の家「玄海の家」
- ・第2回 " 令和6年 6月15日（土）～16日（日） 福岡県立社会教育総合センター
- ・第1回事後研修 令和6年 8月24日（土）～25日（日） 福岡県立少年自然の家「玄海の家」
- ・第2回 " 令和6年 9月28日（土）～29日（日） 福岡県立社会教育総合センター

- ウ 事前研修においては、円滑な研修実施のため、受託者から本研修で引率を行う職員を4名程度参加させること。（内1名以上は、女性職員にすること）

- エ 事前研修は、国際ワークキャンプでの生活や交流に必要な社会貢献意識、語学力、知識、自己表現力、危機管理能力等を身に付けさせるとともに、本県の青少年代表としての自覚や目的意識を高めるためのものであり、受託者が実施するプログラムに概ね次の事項を取り入れること。

- アイスブレイク ●英会話 ●派遣先の知識 ●危機管理 ●ボランティア活動の背景・必要性
- ボランティア活動 ●役割分担 ●目標設定 ●野外炊飯（調理体験） ●前回団員との交流
- 交流会 ○コミュニケーション

※●の事項は必ず実施すること。

※受託者から本研修に引率する者を事前研修の講師として担当させること。

※英会話研修について

- ・実際のコミュニケーションに直接役立つようなプログラムを必ず入れること。
- ・講師は、原則として、Native English の会話ができるものであること。

※事前研修で使用する消耗品等についても、見積もりに含めること。

また、研修で使用するレジメ等も受託者で準備すること。

※前回団員との交流については、県民会議が計画、進行を行う。

- オ 事前研修のプログラムは、県民会議及び受託業者が実施する研修を含めたところで作成すること。

なお、県民会議と受託者の役割分担については、「別表」を参照。

- カ 事後研修（修了式）には、本研修で現地コーディネートを担当した方（世話人）及びボランティアワークに参加した外国人の方へ、オンラインへの参加を依頼すること。

- キ 事後研修の運営は、主として県民会議が行う。受託者は、必要に応じて県民会議の業務を手助けすること。

4 企画・実施に当たっての留意事項

- (1) 研修の実施にあたり、事故の未然防止及び感染症等の対策のための指導を十分に行う

こと。

- (2) 事前研修の実施については、「別表」をよく確認し、講師の手配や謝金の支払い等の事務を適切に実施すること。なお、事前説明会及び事前研修に受託者が参加するための経費も見積もりに含めること。
- (3) 本研修期間中、団員の安全確保のために、十分な措置（健康状況の把握、医療体制、緊急時の運搬体制の確認、各種保険等）を講ずること。また、緊急時に病院での受診が可能な体制を確保すること。
- (4) 病気や怪我等により団員を病院に連れて行くこととなった場合は、主催の県民会議職員（県青少年育成課職員）に随時連絡を行い、団員の様子や診断内容等について正確かつ速やかに情報共有を行うこと。また、連絡方法については、電話以外にも必要に応じてメールやLINE等も活用すること。
- (5) 事前に緊急時の対策（連絡網の整備、現地の支援体制の確立等）を図り、緊急時には適切に対応すること。なお、県民会議からの要望があった際には危機管理マニュアル等の提示を行うこと。
- (6) 会計については、随時領収書等を徴取し、明朗にしておくこと。

5 提出書類について

以下の様式2～4を令和6年1月19日（金）までに県民会議へ提出すること。

- (1) 企画の概要（ねらい）・・・・・・・・・・・・・・・・任意様式
- (2) 本研修日程表（国際ワークキャンプのプログラム）・・・・・・・・任意様式
※各派遣先の移手段、経路、時間、活動内容等について詳しく記載すること。
- (3) 事故や怪我に対する対応について・・・・・・・・任意様式
- (4) 事業実施体制及び事故等緊急時の対応について・・・・・・・・任意様式
- (5) 引率者の実績・・・・・・・・任意様式
- (6) 様式2号 令和6年度「世界の仲間とボランティアワークチャレンジ」見積書
- (7) 様式3号 国内研修プログラム
- (8) 様式4号 ワークキャンプ取扱に関する調書

7 その他

- ・契約締結後は、原則として契約金の変更は行わないこととするが金額変更の必要が生じた場合は、協議を行い検討する。
- ・新型コロナウイルス感染症の感染状況によっては、仕様の一部変更又は事業が中止となることがある。
- ・事前・事後研修に係る費用の徴収及び支払い、施設とのプログラム調整は県民会議が行う。